

木祖村空き家バンクを通して空き家の賃貸・売買契約をされた皆様

「木祖村空き家バンク仲介手数料補助金」

をご活用ください

概要

不動産の専門家による仲介により、空き家所有者・利用者双方が安心して取引できる環境整備や、空き家のさらなる利活用促進のため、木祖村空き家バンクを通して契約した方の仲介手数料を補助します。

対象者

- 空き家バンクに登録している物件**所有者**で売買又は賃貸借契約を締結した方
- 空き家バンクに登録している物件**利用者**で売買又は賃貸借契約を締結した方

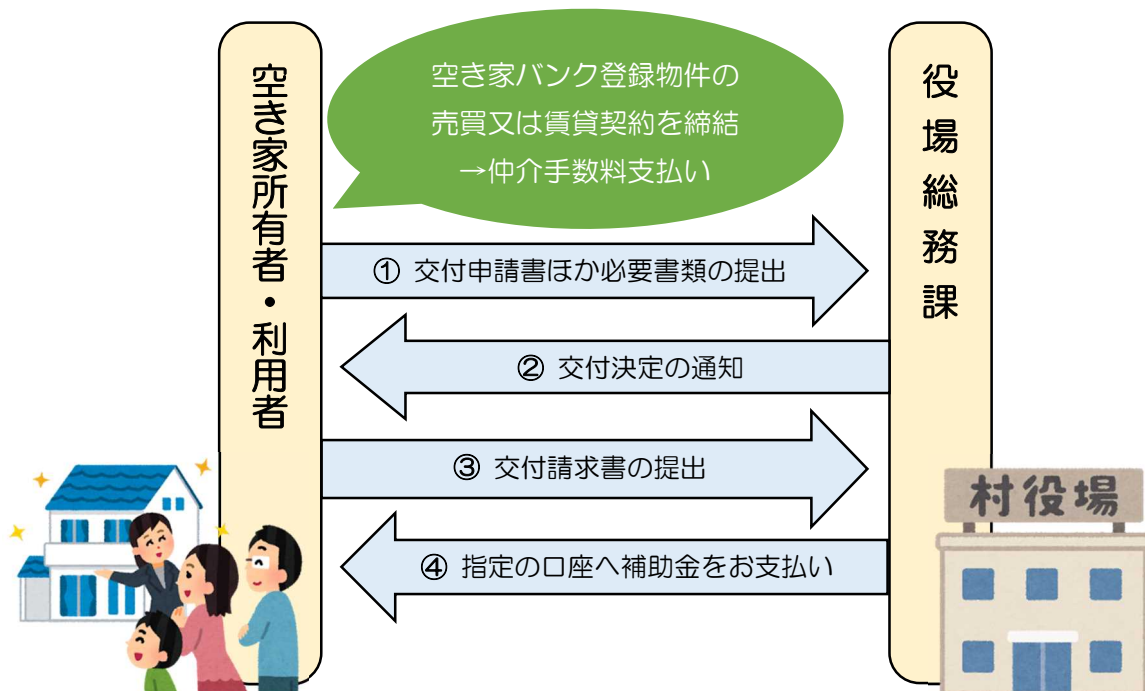
交付条件

- 木祖村空き家バンクを利用して、令和6年4月1日以降に空き家又は土地の売買契約又は賃貸借契約を締結し、仲介手数料を支払ったこと。
- 当該仲介手数料に係る契約が、3親等以内の親族との間で締結したものでないこと。

補助額

宅地建物取引業者に支払った仲介手数料額の1/2の額（上限10万円）

申請の流れ



裏面もご確認ください➡

必要書類

■交付申請時

- 交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 物件に係る売買又は賃貸契約書の写し
- 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し

■交付請求時

- 補助金交付請求書（様式第4号）

注意事項

以下のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定を取り消し、返還させることがありますのでご注意ください。

- 補助金の交付を受けるための要件を欠いた場合。
- 誓約書に記載された事項に違反があった場合。
- 補助金交付の条件に違反した場合。
- その他補助金の用途が不相当と認められる場合。

お問い合わせ先

木祖村役場総務課 企画財政係
〒399-6201
木曽郡木祖村大字藪原 1191 番地の1
電話：0264-36-2001
ファックス：0264-36-3344
E-mail：iju-akiya@kisomura.com

